

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第11回）

AIが発明者となりえるか

～ AIが発明者となる時が来るかもしれないが、
その時はまだ到来していない～

STEPHEN THALER.,
Plaintiff
v.
ANDREW HIRSHFELD, et al.
Defendants

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

AI（人工知能）の技術的進化に伴い、様々なタイプのAI発明が生まれているが、生成系AI等ではまるでAIが発明を生み出しているかのように見える。

本事件では、「フードコンテナ」及び「注目を集めるデバイス」の発明について出願がなされたが発明者欄に「DABUS」と称する人工知能マシンを記載したことから、USPTOは出願を却下した。

カリフォルニア州地方裁判所は、米国特許法の規定及びCAFCの過去の判例に基づき、発明者は自然人に限られるとの判決を下した。

2. 背景

(1) 特許の内容

Stephen Thaler氏（原告）は、「フードコンテナ」と称する米国特許出願No16/524350及び「注目を集めるデバイス」と称する米国特許出願No16/524532をUSPTOに申請した。ただし、発明者の欄には人工知能マシンであるDABUSを記載していた。